

令和 8 年第 7 回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和 8 年 4 月 28 日 午前10時00分	
	場 所	厚岸町役場 2 階 大会議室	
開 会 日 時		令和 8 年 4 月 28 日 午前10時00分	
閉 会 日 時		令和 8 年 4 月 28 日 午前11時05分	
出 席 委 員		田 辺 正 保	
		森 脇 直 美	
		成 澤 幸 恵	
		長谷川 博 一	
欠 席 委 員			
会議録署名 委 員	教 育 長	滝 川 敦 善	
	委 員	森 脇 直 美	
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長 諸 井 公 指導室長 井 上 哲 平 生涯学習課長 車 塚 洋 給食センター所長 本 間 美 和 厚岸情報館長 川原田 恵 海事記念館長 菅 原 卓 己 B&G海洋センター所長 千 葉 隆 行 温水プール館長 石 田 秀 之 管理課補佐兼総務係長 余 西 弘 希	
	その他の者		

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	報告第6号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	報告第7号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
7	議案第17号	厚岸町奨学審議会委員の委嘱について【原案可決】
8	議案第18号	厚岸町立教育研究所長の任命について【原案可決】
	議案第19号	厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について【原案可決】
9	議案第20号	厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【原案可決】
10	議案第21号	厚岸町社会教育委員の委嘱について【原案可決】
	議案第22号	厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について【原案可決】
11	議案第23号	厚岸情報館運営協議会委員の任命について【原案可決】
12	議案第24号	厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第25号	厚岸町海事記念館協議会委員の任命並びに厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について【原案可決】
13	議案第26号	厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について【原案可決】
14	議案第27号	厚岸町部活動地域移行検討協議会委員の委嘱について【原案可決】
15	議案第28号	厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
16	議案第29号	教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書について【原案可決】
17		閉会

令和 8 年第 7 回厚岸町教育委員会

令和 8 年 4 月 28 日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和 8 年第 7 回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長 日程第 2 「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、4 月 28 日の 1 日間としてよろしいですか。

●教育長 それでは、会期を本日 4 月 28 日の 1 日間といたします。

●教育長 日程第 3、「前回会議録の承認」についてであります。
令和 8 年 3 月 25 日に開会した第 6 回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の田辺委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第 4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第 18 条の規定により、森脇委員を指名いたします。

●教育長 日程第 5、報告第 6 号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。

 職員は、提案理由と報告内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、報告第6号「教育長の報告すべき事項について」その内容を報告させていただきます。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健安全法において配置が義務づけされているため、委嘱したものであります。

議案書2ページの報告第6号別紙をご覧ください。

令和8年度の厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱内容についてであります。1、氏名等であります。まず、学校医の委嘱でございますが、厚岸小学校、真龍小学校、厚岸中学校の3校につきましては、町立厚岸病院の佐々木院長、森島副院長、江本副院長、永井内科医長の4名を委嘱しており、町立病院の常勤医師全員を学校医として委嘱しております。

また、太田小学校、真龍中学校、太田中学校の3校につきましては、田中医院の田中理事長に引き続き委嘱しております。

学校歯科医につきましては、町内の全小中学校を中村小児歯科クリニックの中村院長に引き続き委嘱し、学校薬剤師につきましては、町内の全小中学校を町立厚岸病院の薬剤師であります、本川主任薬剤師を学校薬剤師に委嘱しております。

2、任期であります。任期については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、報告第6号「教育長の報告すべき事項について」の報告とさせていただきます。

ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします

●管理課長 たします。

●教育長 内容は「厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、これで報告第6号を終わります。

●教育長 日程第6、報告第7号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。

職員は、提案理由と報告内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました報告第7号「教育長の報告すべき事項について」その内容を報告させていただきます。

議案書3ページをご覧ください。

厚岸町の奨学資金の貸与につきましては、高等学校以上の修学能力があるが、経済的理由で進学が困難な者に対し、教育を受ける機会を与えることを目的に貸与しており、令和7年度厚岸町奨学資金の運用状況についてご報告させていただきます。

議案書4ページの報告第7号別紙をご覧ください。令和7年度の奨学資金運用状況についてご説明いたします。

まず、収入についてであります。繰越金が2,064万6,500円で前年度の繰越金となっています。返還金は、264万4,500円で25人から返還され、そのうち2人が完済となっております。

収入合計では2,329万1,000円で前年度より1,744,500円

●管理課長 の増となっています。

次に、支出についてです。貸付金が188万4,000円で、内訳は、継続貸与者3人で90万円、新規貸与者2人で、98万4,000円となっています。

前年度は、新規貸与者3人で貸付金が90万円のみでありましたので、令和7年度より98万4,000円の増となっています。

収入と支出を差し引きした残高は2,140万7,000円となり、令和8年度に繰り越されておりますが、昨年より基金預金残高が76万500円、増額となっております。

なお、令和8年度の奨学生志願者であります但広報誌や学校等で周知をしたところでしたが、志願者はありませんでした。

以上、大変簡単な説明であります但、報告第7号「教育長の報告すべき事項について」令和7年度の奨学金運用状況の説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたしますします。

●教育長 内容は「令和7年度厚岸町奨学資金の運用状況について」であります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、これで報告第7号を終わります。

●教育長 日程第7、議案第17号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱に

●教育長 について」を議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第17号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

厚岸町奨学審議会は、奨学資金の運営及び奨学生の適否審査をするために設置し、7名の委員で構成されております。

現在の委員は、本年3月31日をもって任期満了となったことから、厚岸町奨学資金貸与条例第4条第2項の規定により、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

委嘱する者であります。1、氏名等であります。民生委員、久保ますみ氏であります。教育関係者、大山俊彦氏で、厚岸小学校校長であります。同じく教育関係者、河合香享氏で、太田中学校校長であります。同じく教育関係者、柴田耕一郎氏で厚岸翔洋高等学校校長であります。

識見を有する者、中島健洋氏、中井勝之氏、高橋美佐子氏の3名であります。

なお、生年月日、住所、新任、再任については記載のとおりでございますので省略させていただきます。

2、任期であります。任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第17号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。

●管理課長 ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたしますします。

●教育長 内容は「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 日程第8、議案第18号「厚岸町立教育研究所長の任命について」及び議案第19号「**厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について**」は一括議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました議案第18号「厚岸町立教育研究所長の任命について」、並びに、議案第19号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」は、関連がありますので、一括提案させていただき、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

厚岸町立教育研究所は、厚岸町教育の実態に対する諸問題について研究調査を行い、地域性豊かな教育の進歩改善を図ることを目的に設置しておりますが、この度、本研究所所長並びに運営委員の任期が満了となったことから、

●管理課長 新たに所長を任命並びに委員を委嘱するものであります。

はじめに、「議案第18号について」ご説明させていただきます。

議案書 6 ページをご覧ください。

令和 7 年 4 月 1 日付けで任命した厚岸町立教育研究所長について、令和 8 年 3 月 31 日をもって任期満了になったことから、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、新たに所長を任命いたしたく本議案を提出するものであります。

任命する者であります。1、氏名等であります。廣瀬巧氏で真龍小学校校長であります。なお、生年月日、住所、新任、再任につきましては記載のとおりでありますので省略させていただきます。

2、任期であります。任期は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間となっております。

つづきまして、「議案第19号について」ご説明させていただきます。

議案書 7 ページをご覧ください。

厚岸町立教育研究所運営委員会委員については、10名の委員で構成されておりますが、令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了になったことから、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則規則第 9 条第 1 項の規定により、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

委嘱する者であります。1、氏名等であります。校長代表、山田浩也氏、厚岸中学校、校長であります。教頭代表、千田充氏、真龍中学校、教頭であります。教職員代表、高橋輝未氏で真龍小学校教諭、同じく教職員代表、佐藤健翔氏で真龍中学校教諭であります。

●管理課長 識見を有する者として、佐藤絹子氏、江幡満氏、久保ますみ氏の3名であります。

なお、生年月日、住所、新任、再任については記載のとおりでございますので省略させていただきます。

2、任期であります。任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第18号及び第19号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたしますします。

●教育長 内容は「厚岸町立教育研究所長の任命について」及び「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」であります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 日程第9、議案第20号「厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第20号「厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

厚岸町学校給食センター運営委員会は、学校給食センターの、円滑な運営を図るため、教員関係者及び識見を有する者、6名の委員で構成されておりますが、本年3月31日をもって任期満了になったことから、厚岸町学校給食センター管理条例第4条の規定により、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

委嘱する者であります。

1、氏名等であります。教員関係者、大山俊彦氏で、厚岸小学校校長であります。同じく教育関係者、廣瀬巧氏で、真龍小学校校長であります。同じく教育関係者、櫻井順氏で、太田小学校校長であります。

識見を有する者は、森脇智亮氏、中尾利都子氏、高橋美穂氏の3名であります。

なお、生年月日、住所、新任、再任については記載のとおりでございますので省略させていただきます。

2、任期であります。任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第20号の説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は「厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 日程第10、議案第21号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」及び議案第22号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 生涯学習課長 ただ今上程いただきました議案第21号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」及び第22号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。厚岸町社会教育委員の委嘱についてであります。

令和8年3月31日をもって任期満了となる、厚岸町社会教育委員を、社会教育法第15条第2項及び社会教育委員設置条例第3条の規定により、新たに委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

1、氏名等であります。上から順に委員区分と氏名のみ読上げさせていただきます。生年月日、住所につきましては、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

●生涯学習 氏名であります。委員区分「社会教育」、金橋康裕氏、
課長 森脇智亮氏、葛西松子氏、中田美雪氏、池田多佳子氏、い
ずれも再任であります。

次に、委員区分「学校教育」、柴田耕一郎氏は、新任、
大野孝喜氏は、再任であります。

次に、委員区分「家庭教育」、長崎美穂氏、小島郁子
氏、井手真由美氏、いずれも再任であります。

次に、委員区分「学識経験者」、清野光男氏、新任であ
ります。

なお、当町の社会教育委員設置条例において、委員の定
数は12人と定められております。

今回、上程させていただきました議案における委嘱人数
は11人となっており、1人欠員となっております。今後、
委嘱対象者があった際に、教育委員会へ速やかに上程させ
ていただきますことを申し添えさせていただきます。

2、任期であります。任期につきましては、令和8年4
月1日から令和10年3月31日までであります。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。厚岸町
公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。

令和8年3月31日をもって任期満了となる、厚岸町公民
館運営審議会委員を、社会教育法第30条第1項及び厚岸町
公民館条例第6条の規定により、新たに委員を委嘱いたし
たく、本議案を提出するものであります。

1氏名等及び2任期につきましては、議案第21号と同様
ですので、説明を省略させていただきます。

なお、厚岸町公民館条例において、委員の定数は12人と
定められております。先ほどの社会教育委員と同様に、今
回、上程させていただきました議案における委嘱人数は11

●生涯学習 人となっており、1人欠員となっております。今後、委嘱
課長 対象者があった際に、教育委員会へ速やかに上程させていただき
ますことを申し添えさせていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認
いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は「厚岸町社会教育委員の委嘱について」及び「厚
岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」であります。
これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです
か。

(異議なし。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 日程第11、議案第23号「厚岸情報館運営協議会委員の任
命について」を議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習 ただ今上程いただきました議案第23号「厚岸情報館協議
課長 会委員の任命について」、その提案理由と内容をご説明申
し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。厚岸情報館協議会委
員の任命についてであります。

令和8年3月31日をもって任期満了となる「厚岸町情報

●生涯学習 館協議会委員」を、図書館法第15条及び厚岸情報館設置条例第7条の規定により、新たに委員を任命いたしたく、本議案を提出するものであります。

1 氏名等であります。上から順に委員区分と氏名のみ読上げさせていただきます。生年月日、住所につきましては、記載のとおりですので、省略させていただきます。

氏名でございます。委員区分「学校教育」で、大山俊彦氏氏、「新任」であります。委員区分「社会教育」、中田美雪氏氏、米内山法敏氏氏、いずれも「再任」であります。

委員区分「家庭教育」で、井手真由美氏、清野佳代氏氏、いずれも「再任」であります。

委員区分「学識経験者」で、室崎正之氏、持家恭子氏、福原通雄氏、松岡秀尚氏、水野由紀子氏、いずれも「再任」であります。

2 任期であります。令和8年4月1日から令和10年3月31日までであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は「厚岸情報館運営協議会委員の任命について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●教育長

日程第12、議案第24号「厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について」及び議案第25号「厚岸町海事記念館協議会委員の任命並びに厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について」を一括議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習

ただ今上程いただきました

課長

議案第24号「厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について」及び議案第25号「厚岸町海事記念館協議会委員の任命、厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱について」その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の12ページをご覧ください。厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱についてであります。

令和6年3月31日をもって任期満了となる、厚岸町文化財専門委員会委員を、厚岸町文化財保護条例第5条の規定により新たに委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

1、氏名等であります。上から順に氏名のみ読上げさせていただきます。生年月日、住所につきましては、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

氏名であります。岡田康敬氏は、新任であります。高橋真治氏、石崎恵子氏、福田美樹夫氏、河合孝芳氏、いずれも再任であります。

中尾利都子氏は、新任、中田由美子氏、江幡満氏、川口宏二氏、いずれも再任であります。中野清氏は、新任であ

●生涯学習 ります。

課長

2、任期につきましては。令和8年4月1日から令和10年3月31日までであります。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

厚岸町海事記念館協議会委員の任命並びに厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員の委嘱についてであります。

令和8年3月31日をもって任期満了となる、「厚岸町海事記念館協議会委員」「厚岸町郷土館運営審議会委員」及び「厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会委員」を、厚岸町海事記念館協議会条例第6条、厚岸町郷土館条例第6条及び同条例施行規則第7条、並びに厚岸町太田屯田開拓記念館条例第6条及び同条例施行規則第7条の規定により新たな委員を任命並びに委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

1、氏名等の一部と2、任期につきましては、議案第24号と同様ですので、説明を省略させていただきますが、ここでは委員区分と氏名のみ、ご説明申し上げます。

委員区分「学校教育」、岡田康敬氏、委員区分「社会教育」、高橋真治氏、石崎恵子氏、福田美樹夫氏、河合孝芳氏、委員区分「家庭教育」、中尾利都子氏、委員区分「学識経験者」、中田由美子氏、江幡満氏、川口宏二氏、中野清氏、以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は「厚岸町文化財専門委員会委員の委嘱について」及び「厚岸町海事記念館協議会委員の任命並びに厚岸町郷土館運営審議会委員及び厚岸町太田屯田開拓記念館運営審

議会委員の委嘱について」であります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●教育長 日程第13、議案第27号「厚岸町スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習
課長 ただ今上程いただきました、議案第26号「厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について」その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書14ページをご覧ください。

厚岸町スポーツ推進審議会委員は、10名の委員を任命しておりますが、このたび、厚岸町校長会の役職替えに伴い、厚岸町スポーツ推進審議会委員に1名の欠員が生じたため、厚岸町スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、補欠による新たな委員を任命いたしたく、提案するものであります。

1、氏名等であります。委員区分と氏名のみ読上げさせていただきます。生年月日、住所につきましては、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

改めまして、1、氏名であります。委員区分「関係行政

機関の職員」、河合香享氏、太田中学校校長であります。

任期は、厚岸町スポーツ推進審議会条例 第6条第1項
ただし書きの規定により、前任者の残任期間とし、令和8
年4月1日から令和9年9月30日までであります。

●教育長 以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認
いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は「厚岸町スポーツ推進審議会委員の委嘱につい
て」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです
か。

(異議なし。の声)

●教育長 日程第14、議案第27号「厚岸町部活動地域移行検討協議
会委員の委嘱について」を議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習 ただ今上程いただきました、議案第27号「厚岸町部活動
課長 地域移行検討協議会委員の委嘱について」、その提案理由
と内容をご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開き願います。

厚岸町部活動地域移行検討協議会委員は、10名の委員を
委嘱しておりますが、このうち、区分、第3号保護者代表
並びに第4号学校関係者として委嘱されております委員に

●生涯学習 課長 おいて、構成団体の役員改選並びに人事異動があったことから、厚岸町部活動地域移行検討協議会設置要綱に定める第4条第1項の規定により、新たな委員を委嘱いたしました。本議案を提出するものであります。

1、氏名等であります。

委員区分「保護者代表」、田海祐一郎氏、厚岸町PTA連合会会長であります。

委員区分「学校関係者」、松永達郎氏、真龍中学校校長であります。藤本光氏、厚岸中学校教頭であります。柴田耕一郎氏、厚岸翔洋高等学校校長であります。

なお、生年月日、住所は、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

2、任期であります。前任者の残任期間で、令和8年4月1日から令和9年6月30日までとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長 内容は「厚岸町部活動地域移行検討協議会委員の委嘱について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●教育長 日程第15、議案第28号「厚岸町立学校職員の自家用車の

- 教育長** 公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長** ただ今上程いただきました、議案第28号「厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明いたします。

厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程は、厚岸町立学校職員が公務のために、職員が所有する自家用車を使用するときの取り扱いに関し必要な事項を定めているものであります。

今回の改正については、道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正に伴い、同要綱を準用している当該規程の改正のほか、マイナンバーカードと運転免許証の一体化による「マイナ免許証」等、デジタル化に係る改正が必要となったことに伴い、同要綱を準用している当該規程についても同様の改正をいたしたく、本案を提出するものであります。

議案書16ページをご覧ください。改正内容については、議案書のほか、別途配布しております、議案第28号説明資料「新旧対照表」でご説明させていただきますので、併せてご覧ください。

はじめに、「自家用車の定義」を規定している第2条の改正は、北海道職員等の旅費に関する条例の改正により、引用している第2条中の「、職員の配偶者」を削り、「第6号」を「第7号」に、「扶養親族」を「家族」に改めるものであります。

●管理課長 次に、「自家用車の公用使用承認の制限」を規定している第4条の改正は、第2条の改正と同様に、北海道職員等の旅費に関する条例の改正により、引用している第4条第6項中の「1億円以上」を「無制限」に、通常、例規で用いない漢数字としていた「5百万円」の表記を、算用数字に改めるものであります。

次に、「公用使用承認等の手続」を規定している第5条の改正及び公用に使用する自家用車届け出の様式を定める別表1の改正は、デジタル化により、個人情報が表示されなくなった「自動車検査証」と昨年3月24日に開始したマイナンバーカードと一体となった運転免許証の発行が開始されたことから、その情報を確認する必要があるため、必要書類の提出について規定を追加するものであります。

附則であります。この訓令は、令和8年4月28日から施行し、4月1日から適用するものであります。

経過措置として、この訓令の施行の際、この訓令による改正前の規定第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、使用することができる、とするものであります。

以上、簡単な説明ですが、議案第28号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は「厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」であります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

- 管理課長 日程第16、議案第29号「教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書について」を議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

ただ今上程いただきました、議案第29号「教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書について」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

なお、本日の説明につきましては、報告書の組み立てについて、ご説明させていただき、教育事務評価会議による評価の読み上げについては、事前配布しておりますことから、省略させていただきますことをご理解願いたいと存じます。

別途お配りしている議案第28号別紙「教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書（案）」をご覧願います。

この報告書の作成にあたっては、本年3月27日に、書面開催で事務点検評価会議を開催し、3名の委員の方々に点検及び評価に関する意見や助言をいただき、評価をいただいております。

報告書1ページをご覧下さい。

ローマ数字のⅠの「はじめに」であります。1として点

●**管理課長** 検及び評価の趣旨であります。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で、教育委員会は、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されております。

厚岸町教育委員会におきましても、平成20年から作成しており、17回目となる今回は、令和6年度事業分の点検・評価となっております。

次に、2として「点検及び評価の対象」でございますが、令和6年度厚岸町教育行政執行方針、第6期厚岸町総合計画第5次実施計画及び令和6年度厚岸町一般会計予算に計上された教育費に関する事務事業としております。

次に3として、「点検及び評価の視点」でございますが、教育委員会会議の開催状況をはじめ、各種審議会等の活動状況、教育行政執行方針の検証及び予算執行状況について、妥当性や有効性の視点から事務の点検及び評価を行っております。

左ページの目次でございますように、ローマ数字Ⅱの「教育委員会の活動状況」については、2ページになり、3ページから、Ⅲの「教育委員会事務局の活動状況」となり、教育委員会事務局組織をはじめ、管理課、指導室、生涯学習課の各課における事務・事業については、20ページまでとなっております。

Ⅳの「学校評価の概要」につきましては、21ページから42ページまで。

Ⅴの「児童生徒の推移」につきましては、43ページ。

Ⅵの「教育事務評価の概要」につきましては、44ページから48ページまで。

●管理課長 VIIの「令和6年度教育行政執行方針検証表」につきましては、49ページから69ページまで。

VIIIの「事務事業予算執行状況報告書」につきましては、62ページから85ページまでとなっております。

1ページにお戻りください。4として、「学識経験者の知見の活用」でございますが、事務の点検・評価を行うにあたり、その客観性確保のため、教育に関し学識経験を有する方として、梅本宏之氏、森敏隆氏、玉井康之氏の御三方に、ご意見やご助言をいただいております。

なお、その「教育事務評価の概要」につきましては、報告書44ページから48ページに記載しております。

先ほども、申し上げましたとおり、今回、読み上げについては、省略させていただきますが、48ページに記載がございます、「4 教育行政全般」の評価のみ、述べさせていただきます。

教育の質は、「教育課程の質」「教員の質」「マネジメントの質」と言われることもありますが、ここまで観てきた教育評価は、教育課程の質にかかわるものが多く占めていました。

各学校の評価文の中から、「経験豊かな教員の確保、教員の資質向上」も喫緊の課題でもあることが読み取れます。「教員の資質向上」にかかわって、「研究指定校事業」や「厚岸町教育研究所」を通した、授業研究中心の研修事業を更に推進することを期待します。

担当教員の負担が増えない範囲での活動になりますが、授業開発の他、生活リズムチェック、生活習慣・運動習慣の調査研究、キャリア教育を中心とした教育課程等の調査研究と公開などの活動も考えられます。

●**管理課長** 今後も学校は、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントの3つの側面に着目した学校経営を進め、「マネジメントの質」を高めていくことを期待します。

厚岸町教育委員会は、「地域で子どもを育てる教育体制の構築と教育環境の整備充実」を重点課題と位置づけて、これまでも多くの成果を残してきました。今後とも厚岸町の様々なよさを生かして、「教育・文化・スポーツの振興」にご尽力いただければと思います。

これらの学校教育・社会教育の特徴的な活動を積極的に推進している厚岸町の教育は、重要な成果を生み出しています。厚岸町の教育活動は、今後の発展も期待できると評価できます。

との評価をいただいております。

以上で本報告書に関しての説明とさせていただきますが、本来であれば、この報告書につきましては、年度終了後の翌年度内に議案として提出し、ご承認をいただくところでありましたが、内容の確認作業に時間を要したことなど、この時期になってしまったことをお詫び申し上げます。

今後は早期に議案として提出できるよう事務を進めたいと考えておりますのでご理解願います。

以上、大変簡単な説明ではありますが、「議案第29号」の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●**教育長** 内容は「教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書について」であります。

●教育長 これから質疑を行います。

●田辺委員 見させていただきました。44ページからの学識経験者によるいわゆる評価という形で記載されていると思います。

中を見させていただくと、概ね全体的に良好な活動が行われているという高評価をいただいていると理解しました。その中で1点だけ、私には、イメージが湧かなかったもので確認させてください。

46ページの中段くらいからキャリア教育の関係で、言われているんですけれども。このところで、もう少し展開ができるのではないかと投げかけされており、最後に環境整備が必要だよと提言されていると、受け取らせていただきました。

この環境整備とは、こういった部分が足りなくて、こういったことが期待をされているのか、わからなかったものですから、その点掴んでいるのであれば、教えていただければと思います。

先に、教育長が示された「ふるさと教育」を全町的に体系として、全校が同じような目的に方向を進んでいくのが、ひとつの環境整備かなと捉えているんですけれども、その辺、イメージ的にこういうことと言えるものがあれば、教えてください。

●指導室長 田辺職務代理者からお話のあったとおり、ふるさと教育の話の中で出されている、各校の取り組んでいる内容を、ある程度、統一した方向に向かわせるというのは、ひとつの環境整備であると、私も捉えているところです。

今年度、そこに力を入れて、学校教育とも協力をしながら進めて行きたいと考えておりますので、まずは、各学校がどこに向かって行くかということを整理しながら、より、環境整備を進めて行けば

いいのかなと考えております。

●田辺委員 わかりました。

●教育長 キャリア教育とふるさと教育は、かなり密接に繋がっていくんですけれども、特に中学校、小学校からもキャリア教育を始めてくださいとなっております。子どもたちもいろいろな職業の学習をしたいとどんどん始まっております。中学校のキャリア教育も、社会的に自立していくための教育だけではなっていってしまうんですが、どちらかというと、キャリアというと将来に向かってのものをいうイメージもありますが、今までの自分がどんな学びをしてきたのかという、自分の歩みもひとつのキャリアとなりますよね。そういった、自分の一つの職業感に向かっていく流れを学んでいく中に、先ほどいったふるさと教育だったり、そういったものを入れていきたいと思いますというのが本町の考え方ではあります。

そのために、ここに書かれている整理だとか時間的な制約があると思います。どうしても教科的な国語、算数だとかいったものは必ず取り組まなくてはならないものや他の学習もありますから、それをどういう整理をしていくかということになります。ただ、これからの新しい学習指導要領は、弾力的にこれをこの学習をこの時間でというところから少しずつ余白を生み出した中で、今、必要な教育をやってくださいと変わってきていますので、そのことを含めてキャリア教育を進めることができると考えております。

●田辺委員 全体としては本当に高い評価となっていると思います。他の町村と比べることはないと思いますが、そういった評価を比べることはあるんでしょうか。この中を見ていると、図書館については、他の市町村がどうなっているとの評価をいただいていると思いますが、全体的に見てどうなんですか。

●**管理課長** それぞれの教育委員会のやり方もあると思いますが、厚岸は厚岸の特徴を活かした方法にできればと思っています。ハード的なものでいうと、やはり財源的な問題もありますので、その点はなんともいえないところです。今回、本当に高い評価をいただいていると思っておりますが、他の町がこういった評価をすると言った点については、見てはおりませんが、大変ありがたい評価をいただいていると感じています。

●**田辺委員** この評価委員の3名の先生方について他の釧路管内の町村もやっぱりこの方々、評価委員として参加されているのでしょうか。

●**管理課長** 他の町についても、こういった学識経験、例えば教員の経験者ですとか、そういった方になろうかと思うのですが、この事務点検評価ですが、今回は、実際に集まらないで書面での開催とさせていただきました。他のところを見ますと書面開催だけでやっているところもあれば、そういった時には、この3名は釧路市内の方ではありますが、確認した訳ではありませんが、他の町村では、違う地域にお住まいの方からご意見を伺っているようです。

●**田辺委員** わかりました。

●**教育長** 委員のお三方については、学校関係者ということではあるんですが、全体的に社会教育を注視されている方にウエイトが大きいかなと思います。学校教育という狭い枠ではなくて、生涯学習の専門家の方もいらっしゃいますので、広く評価をいただいていると考えております。

●**成澤委員** 47ページの図書館サービスの部分で子ども読書活動推進事業の部分で、1つの小学校だけ入っていないのは何故なんだろうと思います。実態としては、全ての小学校と連携を行って事業を行っている

ので訂正してはと思います。

●**管理課長 補佐** 評価委員の書かれている原稿をベースとさせていただいておりますが、実態としては、成澤委員おっしゃるとおりだと思います。今年度、書面開催を行っているため、説明不足がある部分があるかと思っています。

●**情報館長** 実業務としては、3つの小学校と連携を密に行っています。おそらく一事業についての評価としてなのでそのような表現になったかと思っています。

●**教育長** 実態に沿った表現に修正するようにいたします。

●**教育長** ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

●**教育長** なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

●**教育長** その他、総体的に何かございますか。

(ありません。)

●**教育長** 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第7回教育委員会を閉会します。